

第 15 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 6 月 7 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和 57 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表に次のように加える。

大型映像装置 A	一式 1 時間につき	1,130 円
大型映像装置 B	一式 1 時間につき	1,130 円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 2 日から施行する。

（提案理由）

熊本県立総合体育館に新たに設置する大型映像装置の使用料の追加を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。